

茨城県教育研修センター認定特別支援教育専門員の認定に係る要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県教育研修センター認定特別支援教育専門員（以下「特別支援教育専門員」という。）に関し必要な事項を定める。

(認定の目的)

第2条 特別支援教育専門員の認定は、特別な教育的支援を必要とする子どもの支援活動に必要な知識及び技能を有する者を認定し、地域や県における研修等での活用を図るとともに、特別な教育的支援を必要とする子どもの支援活動の充実・促進に資することを目的とする。

(特別支援教育専門員の役割)

第3条 特別支援教育専門員は、要請があれば、市町村や教育事務所、県教育研修センターでの研修等の協力者を務める。また、特別な教育的支援を必要とする子どもを適切に理解するために心理検査等でアセスメントするとともに、そのアセスメントをもとに子ども、教師、保護者に適切な方法を助言するものとする。

(認定)

第4条 発達障害等に関する知識や理解、心理検査の技能やアセスメントの方法を習得した者の中から、その申請に基づき、茨城県教育研修センター所長（以下「所長」という。）が認定する。

(申請の手続き)

第5条 特別支援教育専門員認定の申請は、「茨城県教育研修センター特別支援教育専門員認定申請書」（様式1）に「茨城県教育研修センター認定特別支援教育専門員認定推薦書」（様式2）及び実践事例レポート（様式3）を添えて行う。この場合、特別支援教育（特殊教育）に関する長期研修（平成4年度以降）を修了した者、特別支援教育（特殊教育）に関する研究事業（平成4年度以降）研究協力員、教育相談に関する臨床研修（特別支援教育）（平成12年度以降）研修生にあつては、実践事例レポートの添付を必要としない。

2 申請は、所属長を経由して、2月末日までに行うものとする。

(認定の基準等)

第6条 第4条の認定は、次の事項をすべて満たす者について行う。

- (1) 教職経験10年以上であること。
- (2) 特別支援教育に理解と意欲があること。
- (3) 実践事例レポートが適切であること。
- (4) 別表に定める研修講座を受講し基準を満たすこと。
- (5) 特別支援教育専門員としてふさわしいと認められる者であること。

(認定証、証明証（携帯用）及び名札の交付)

第7条 所長は、特別支援教育専門員に認定したときは、認定証、証明証（携帯用）及び名札を交付する。

(特別支援教育専門員の公表)

第8条 所長は、特別支援教育専門員を認定したときは、「茨城県教育研修センター認定 特別支援教育専門員名簿」(様式4)に登載し、関係機関に通知し、公表する。

付 則

この要項は、平成22年1月4日から施行する。

一部改正 平成22年8月31日 (別表 特別支援教育認定に必要な研修講座の受講履歴変更
平成22年8月31日所長決裁)

一部改正 平成23年3月24日 (別表 特別支援教育認定に必要な研修講座の受講履歴変更
平成23年3月22日所長決裁)

一部改正 平成24年3月21日 (別表 特別支援教育認定に必要な研修講座の受講履歴変更
平成24年3月21日所長決裁)

一部改正 平成26年3月24日 (要項第5, 7条及び別表 特別支援教育認定に必要な研修
講座の受講履歴変更 平成26年3月24日所長決裁)

一部改正 平成29年3月16日 (要項第2, 3条及び別表 特別支援教育認定に必要な研修
講座の受講履歴変更 平成29年3月16日所長決裁)

一部改正 平成30年3月20日 (別表 特別支援教育認定に必要な研修講座の受講履歴変更
平成30年3月20日所長決裁)